

いのちとくらしを守る税研集会

分科会で税務調査の実態と納税者 権利憲章制定めざす運動を交流

2日目の分科会は、第3分科会「税務行政と税務調査」に参加しました。現役の税務署職員と、税理士2名がリード発言しました。「税務調査のノルムは、以前は所得漏れなどの差額の多さだったが、数年前から追徴税額・重加算税額などの税額の多さと、受け持った件数で割った平均税額の多さで判断される」との実態が語られました。その為、不正や仮装・隠ぺいがあった事に対する重加算税などの罰則が多いほど成績が良い事になり、質問応答記録書（調査内でのやり取りを記録し納税者に確認させ持ち帰る内部文書）に一筆書

かせる事で重加算税を課す事案が増えているそうです。北民商会内でも数年前から重加算税を無理やり課された事例も出ています。また、デジタル化などで窓口相談を減らし、調査を増やす狙いがある一方、コロナ禍で調査が難しい時期は、実地調査が少ない一方、1件当たりの追徴税額が例年の倍以上に増えている状況も報告されました。

帳簿不提示への厳罰化や後出し経費の否認など、税務署員の胸先三寸でどうにでもなる強権的な税制改悪や、インボイス制度で出された目くらましで中身の無い時限措置の緩和措置への警鐘などもありました。

納税者の権利が後退する時こそ、**権利憲章制定を**

納税者権利憲章をつくる会の平石税理士は「外国では国民・納税



齋藤幸平さんの講演

者が主役の『権利』が確立され、『義務』は任意で税務当局との良好な信頼関係を求めるだけ。日本は逆で、『義務』は厳しいが『権利』は確立されていない」と話され、税務相談停止命令への対応も重要な中、「世界では権利を後退させる締め付けがある時こそ、納税者権利憲章が制定された国が多い」とことを紹介し、今こそ日本で納税者権利憲章を制定させようと訴えました。

2日間にわたり参加した竹本部長は、「税金対策部会でしっかり学習して、会員のみなさんに知らせていきたい」と話されました。

呼び出しからの調査は許されない

久村 守 会長
調査と行政指導についての話の中で、お尋ね文書に対応しない者には呼び出し状を送って書類を持って来させて、実質的な調査をすることもあるそうです。その様なことをやらせていて良いわけはありません。事前通知は知っていましたが、

「調査通知」という言葉は初めて聞きました。新しく知らない言葉も出て来るので、勉強していかないといけないと思います。」

【久村記】
インボイスに、つぶされてたまるか
大久保義明副会長
コロナで調査件数が少なくなっているが、追徴金が増えているという話でした。さらに追徴金に対して加算税や重加算税を加えることで、さらに税金が取れる仕組みだそう。調査対象者は消費税のポーターライン（売上一千万円）の人や無申告者で、コロナ期間にはお尋ね文書などが多く出ているとのことでした。税務調査の傾向などは税金対策部会でも話がよく出てきます。一層会員に知らせていく必要があると思います。

インボイスは中小業者にとって死活問題であり、「つぶされてたまるか」の思いで一層の署名運動を頑張りたいと思います。国会内でも議論して欲しいと思います。

自主申告運動の擁護・発展を めざす緊急集会 行動の呼びかけ

- 1、各民商で「税務相談停止命令制度」阻止の方針を確立しましょう。対策学習会を開きましょう。
- 2、宣伝行動を積極的に展開しましょう。政府の狙いと危険性を大いに知らせましょう。
- 3、「納税者の権利擁護を求める緊急署名」を積極的に集め、世論を広げましょう。
- 4、国会議員要請を行い、税務相談停止命令制度に対する要望を伝えましょう。
- 5、確定申告準備で集まる機会を生かし、インボイス中止の取り組みましょう。

みとあわせて、納税者同士が教え合う自主申告運動をひるまず展開しましょう。3・13重税反対集会で、集会・デモ、集団申告に取り組みましょう。

【久村記】
●6日（月）
●三役会
●9日（木）
●陽気な道場

今週の商工新聞
3面に北広島町懇談と意見書採択の記事が載っています。ご覧ください。

仲間をふやす春の拡大運動 各支部で

- 会員3名、読者6名の目標
- 署名は会員×10名分

会員みなさんの繋がりを活かして紹介運動を広げましょう。

入会金無料キャンペーン

1〜3月の春の運動期間は、入会時の入会金5000円が無料になります。この機会に、入会者をご紹介ください。

融資、多重債務・サラ金、滞納のご相談は

『陽気な道場』へ

毎週木曜日 夜7時から

法人の会員さんも一緒に税金学習を

『法人学習会』

毎月第4火曜日 昼1時30分と夜7時

『税務調査の対策会議』は随時開催します!!